

議員提出第二十七号議案

地方の社会資本の早期整備を求める意見書

わが国における社会資本整備は、戦後の復興と経済成長を目指し、効率性や採算性の観点から、需要の大きい都市部を優先して進められてきた結果、地方の多くでは整備が大幅に遅れ、格差が広がっている状況にある。

昨年末に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」においては、投資効果の高い大都市圏の社会資本に重点投資する方向性が示されるなど、都市部と地方の格差が更に広がること
が懸念されている。

こうした中、本県では高速道路をはじめとする社会資本整備は著しく遅れており、今後、
企業立地や観光振興、農林水産業の振興など、県経済を活性化させ、更に大規模災害への備
えや救急医療の観点からも、道路をはじめ、河川、港湾といった公共インフラの整備を積極
的に進めていく必要がある。

国、地方の財政状況が厳しい中、地方にとって必要な社会資本整備を着実に進めるため
は、これまで国土政策によって地方が被ってきた不公平を是正し、国と地方の役割分担を明
確にしたうえで、財源配分も含めて制度設計を行う必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、今後、地方にとって必要不可欠な社会資本の整備が
これ以上遅れることのないよう、国は責任を持って必要な予算を確保し、整備の遅れた地域
に優先的に配分するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
国土交通大臣 馬淵澄夫殿